

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第十九号

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例を廃止する条例

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例（昭和三十四年一月青森県条例第三号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条から第五十三条までを一条ずつ繰り上げる。